

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書

交付申請者

住 所

氏 名

交付申請者管理コード

-	-	-	-	-
---	---	---	---	---

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

畑作物の直接支払交付金の対象作物

対象畑作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量及び規格外相当数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	㎡	kg/10a	kg

※ 畑作物の直接支払交付金を申請せず、水田活用の直接支払交付金にのみ申請している場合は、「数量払の交付申請数量」は「交付対象数量」、「面積払の交付対象面積」は「作付面積」と読み替えてください。

対象作物名	実需者への出荷数量 ⑥	当初契約数量 ⑦	⑧=⑥/⑦
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米	kg	kg	
<input type="checkbox"/> 加工用米	kg	kg	

対象作物名	10a当たり収量 ⑨	標準単収値 ⑩	⑪=⑨-⑩
<input type="checkbox"/> 飼料用米（生もみ除く）	kg/10a	kg/10a	kg/10a
<input type="checkbox"/> 米粉用米	kg/10a	kg/10a	kg/10a

対象作物名	10a当たり収量 ⑫	基準単収値 ⑬	⑭=⑫/⑬
<input type="checkbox"/> WCS用稲	kg/10a	kg/10a	
<input type="checkbox"/> 飼料作物 (作物名:)	kg/10a	kg/10a	

その他作物（作物名:)

以下のいずれかの理由について、項目2～5の該当する全ての項目について、✓を入れ、「6. 理由記載欄」にその理由の詳細を記載してください。

- ・ 交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由
- ・ 実需者への出荷数量（⑥）が当初契約数量（⑦）の8割（⑧）を下回った理由
- ・ 10a当たり収量（⑨）が標準単収の150kg/10aを減じた値（⑪）に満たない理由
- ・ 収量（⑫）が各都道府県農業再生協議会等が定める基準単収（⑬）の2分の1（⑭）を下回った理由及び収量が相当程度低くなったこと理由

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。（「8. 添付書類」を確認してください。）

2. は種の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）又は気候変動の影響（以下「自然災害等」といいます。）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> その他

3. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害等の理由により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> その他

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）

理由書の根拠となる証拠書類として、以下の a～d の全てを提出することが必要です。

また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

※ ①～④は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。

① 自然災害等の場合

- ・ 地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれかによる証明書類
 - ア 農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）
 - イ 気象庁公表データ又は自然災害等発生の記事（近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できるもの）
 - ウ 作業日誌（被害を受けるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）
 - エ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）

② 新たな生産技術の導入による場合

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類
 - ア 農作物の生育不良（ほ場ごと）が明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）
 - イ 新たな生産技術に係る会議資料又は研修会資料
 - ウ 新たな生産技術に係る農業生産資材の購入伝票等（見積書、精算書、領収書でも可）
 - エ 前年産及び当年産の作業日誌（適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）
 - オ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）

③ 交付申請者の体調不良等の場合

- ・ 通院、入院、死亡したことが確認できる書類
 - ア 通院の場合：診療レセプト又は診断書
 - イ 入院の場合：入院証明又は診断書
 - ウ 死亡の場合：死亡届又は死亡診断書
 - エ 作業日誌（農作業ができなくなるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）
 - オ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）

④ 鳥獣害の場合（病虫害の場合を含む）

- ア 農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）
- イ 鳥獣害の場合は、被害防止対策の実施状況を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）
ただし、それまで当該地域において同様の被害を受けた事例が無い場合は除くものとする。
- ウ 病虫害の場合は、防除・対策の実施状況を明確に把握できる書類（薬剤等の資材の購入伝票）
- エ 作業日誌（被害を受けるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）
- オ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）

c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

・ ほ場条件の制約に対応した対策としての例示

- ① 湿害が発生しやすいほ場における明渠排水対策
- ② 風害が発生しやすいほ場における風害対策（てん菜の直播栽培における盛土など）

・ 理由書の根拠となる証拠書類の具体例（ほ場条件の制約がある場合に、これに対応した対策を講じていることが分かるもの）
農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類

- ア 改善指導通知の写し
- イ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ウ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- エ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等

e その他書類

※ a～d 以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。

- ア a 以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
- イ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、交付対象外の数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表又は品質区分の確認の結果を証明する資料の写し
- ウ 農産物検査等により加工用米及び米粉用米が3等に満たない場合、飼料用米が不合格となった場合には、農産物検査結果通知表又は品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(記載上の留意事項)

注1: 本様式は、以下のいずれかの場合に作成してください。

- ・畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(ハ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合
- ・実施要綱Ⅳの第2の1の(3)、2の(8)の①、3の(8)の①及び4の(2)に該当する交付申請者で、実施要綱Ⅳの第2の1の(9)、2の(8)の⑦、3の(8)の⑦及び4の(8)の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断される場合。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物や収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は対象作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1(②)は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目(⑤)は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目(③)は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(5)の⑤

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができるものとします。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること